我孫子市自治会集会所整備事業等補助金交付要綱の一部を改正する告示

我孫子市自治会集会所整備事業等補助金交付要綱 (平成元年告示第89号) の一部を次のように改正する。

改正後

改正前

(趣旨)

|第1条 この要綱は、地域住民のふれ|第1条 この要綱は、地域住民のふれ あいと連帯を図るため、自治会が行 う自治会集会所(以下「集会所」と いう。)の新築、増改築若しくは修 繕(以下「整備事業」という。)又 は集会所を設置するための**建物の借** 用若しくは集会所用地を確保するた めの土地の借用(以下「借上げ事業」 という。) に対し、予算の範囲内に おいて自治会集会所整備事業等補助 金(以下「補助金」という。)を交 付することに関し、我孫子市補助金 等交付規則(平成元年規則第23号。 以下「規則」という。)に定めるも ののほか、必要な事項を定めるもの とする。

(事前協議)

|第4条 補助金の交付を受けようとす||第4条 補助金の交付を受けようとす

(趣旨)

あいと連帯を図るため、自治会が行 う自治会集会所(以下「集会所」と いう。)の新築、増改築若しくは修 繕(以下「整備事業」という。)又 は集会所を設置するための**借家**若し くは集会所用地を確保するための借 地 (以下「借り上げ事業」という。) に対し、予算の範囲内において自治 会集会所整備事業等補助金(以下「補 助金」という。)を交付することに 関し、我孫子市補助金等交付規則(平 成元年規則第23号。以下「規則」と いう。)に定めるもののほか、必要 な事項を定めるものとする。

(事前協議)

る者(以下「補助事業者」という。)| る者(以下「補助事業者」という。)| は、整備事業又は借上げ事業を実施|は、整備事業又は借り上げ事業を実| する年度(毎年4月1日から翌年3 施する年度(毎年4月1日から翌年 月31日までをいう。以下同じ。)の 3月31日までをいう。以下同じ。) 前年の9月末日までに自治会集会所 整備事業等補助金事前協議書(様式 第1号)により市長と事前に協議し なければならない。

(補助対象事業等)

|第3条 補助金の交付の対象となる事||第3条 補助の対象となる事業 (別表 | <u>その内容、補助金の交付を受けるこ</u> とができる者(以下「補助対象者」 という。)、交付基準額及び補助金 めるとおりとする。 の交付の対象となる経費(以下「補 助対象経費」という。)は、別表に 定めるとおりとする。

(交付申請)

- |第 5 条 規則第 3 条第 1 項第 5 号に規||第 5 条 規則第 3 条第 1 項第 5 号に規 し、第3号から第5号までは整備事 業に、第6号及び第7号は**借上げ事** 業に適用する。
 - (1)から(7)まで 略
- 2 借上げ事業に係る補助事業者は、|2 第3条第2号に規定する事業の補|

の前年の9月末日までに自治会集会 所整備事業等補助金事前協議書(様 式第1号)により市長と事前に協議 しなければならない。

(補助対象事業の種類等)

- 業(**以下**「補助対象事業」という。)、 **において**「補助対象事業」という。) <u>は次のとおりとし、補助の範囲、補</u> 助対象者及び交付基準額は別表に定
 - (1) 整備事業
 - ア 新築事業
 - イ 増改築事業
 - ウ 修繕事業
 - (2) 借り上げ事業
 - ア 借家事業
 - イ 借地事業

(交付申請)

- 定する書類は、次に掲げるとおりと 定する書類は、次**の各号**に掲げると おりとし、第3号から第5号までは 整備事業に、第6号及び第7号は借 **り上げ事業**に適用する。
 - (1)から(7)まで 略
- 毎年4月1日から4月末日までの間 助事業者は、毎年4月1日から4月 に補助金の交付申請をしなければな 末日までの間に補助金の交付申請を

らない。

(実績報告)

- 書類は、次のとおりとする。
 - (1) 略
 - を証する書類の写し
 - (3) **補助金の交付**の対象となつた (3) **補助**の対象となつた事業が完 事業が完了した後の集会所の現 況写真
 - (4) 略

別表 (第3条関係)

	\ / /	•	- 1 - 1								
	助事	-	内容		補助対象者		付售客	基頁	‡	商要	/ /म
整	新	築	集	会	自	新	築	費	補	助	対
備	事	業	所	\mathcal{O}	治	用	と	L	象	経	費
事			新	築	会	て	算	出	は	`	次
業			工	事	又	さ	れ	た	に	掲	げ
			又	は	は	額	0)	10	る	費	用
			集	会	自	分	0)	6	ع		す
			所	\bigcirc	治	と	L	`	る	0	
			老	朽	会	1,	50	0	(1)	
			化	に	の	万	円	を	,	本	体
			ょ	ŋ	集	限	度	と		工	事

しなければならない。

(実績報告)

- |第9条 規則第11条第2号に規定する|第9条 規則第11条第2号に規定する 書類は、次のとおりとする。
 - (1) 略
 - (2) 補助対象経費を支払ったこと (2) 補助の対象となる事業に要し た費用(以下「補助対象経費」と **いう。)**を支払つたことを証する 書類の写し
 - 了した後の集会所の現況写真
 - (4) 略

別表 (第3条関係)

	助対事業	補助 の範 囲		補助対象者		付 集 客		‡	商要	לים!/
整	ア	集	会	自	新	築	費	補	助	対
備	新	所	0)	治	用	と	L	象	経	費
事	築	新	築	숲	て	算	出	は	`	次
業	事	エ	事	又	さ	れ	た	に	掲	げ
	業	又	は	は	額	0)	10	る	費	用
		集	会	自	分	0)	6	を		い
		所	0)	治	と	L	`	う	0	
		老	朽	会	1,	50	0	(1)	
		化	に	の	万	円	を	-	本	体
		ょ	ŋ	集	限	度	ک		工	事

	集	会	合	し	て	補		費	
	所	を	体	助		す	(2)	
	全	面		る	0			電	灯
	改	築						照	明
	す	る						工	事
	場	合						費	
	に	要					(3)	
	す	る						給	排
	工.	事						水	衛
増 改	集	会	同	増	改	築		生	エ
築事	所	を	上	費	用	と		事	費
業	増	築		し	て	算	(4)	
	又	は		出	さ	れ		冷	暖
	改	築		た	額	0)		房	工
	す	る		10	分	0)		事	費
	場	合		5		と	(5)	
	に	要		し	, 3	00		ガ	ス
	す	る		万	円	を		エ	事
	エ	事		限	度	と		費	
				し	て	補	(6)	
				助		す		防力	人、
				る	0			消	火
修 繕	集	会	同	修	繕	費		工	事
事 業	所	0)	上	用	と	L		費	
		部		て	算	出	(7)	
	を	修		さ	れ	た		放	送
	繕	す		額	(T)	10		等	弱
	る	場		分	0)	5		電	工
	合	に		と	し	`		事	費

	集	会	合	し	て	補		費	
	所	を	体	助		す	(2)	
	全	面		る。	0			電	灯
	改	築						照	明
	す	る						工	事
	場	合						費	
	に	要					(3)	
	す	る						給	排
	工	事						水	衛
1	集	会	同	増	改	築		生	エ
増	所	を	上	費.	用	ک		事	貴
改	増	築		し	て	算	(4)	
築	又	は		出	さ	れ		冷	暖
事	改	築		た	額	\bigcirc		房	工
業	す	る		10	分	\bigcirc		事	貴
	場	合		5	と		(5)	
	に	要		し	, 3	00		ガ	ス
	す	る		万	円	を		エ	事
	工	事		限	度	ک		費	
				し	て	補	(6)	
				助	す			防り	と、
				る。	0			消	火
ウ	集	会	同	修	繕	費		工	事
修	所	0	上	用	لح	L		費	
繕	_	部		て	算	出	(7)	
事	を	修		さ	れ	た		放	送
業	繕	す		額	の	10		等	弱
	る	場		分	の	5		電	エ
	合	に		ح	L	`		事	貴

					Ī		1				
要	す	100 万	(8)				要	す	100万	(8)	
る	工	円を限	門、	囲			る	工	円を限	門	、囲
事		度とし	障	及			事		度とし	障	及
		て補助	び	簡					て補助	び	簡
		する。	易	な					する。	易	な
			整	地						整	地
			等	0)						等	0
			工	事						工	事
			費							費	
			(9)							(9)	
			そ	0)						そ	0
			他	工						他	工
			事	事						事	事
			務							務	
			注	算						注	算
			出	L						出	L
			た	交						た	交
			付	基						付	基
			準	額						準	額
			に	1						に	1
			万	円						万	円
			未	満						未	満
			0	端						の	端
			数	が						数	が
			生	じ						生	じ
			た	と						た	と
			きし	は、						き	は、
			当	該						当	該
			端	数						端	数

				, 7.					, 3.	_
				を	切				を	
				り	捨				り	
				て	た				て	
				ŧ	\mathcal{O}				£	
				を	交				を	
				付	基				付	
				準	額				準	
				ح	す				と	
				る。	0				る。	٥
石 綿	集会	同	石綿除	補助	対					
除去	所(市	上	去等事	象	経					
等事	が、自	1	業とし	費は	ţ,					
業	治会	E	て算出	次	に					
	に譲		された	掲	げ					
	与 し		額の全	る	費					
	たも		額を補	用	ح					
	のに		助す							
	限		る。	(1)	•					
	る。)			石	綿					
	の親			含	有					
	築事			調	查					
	業(老			に	要					
	朽化			す	る					
	にょ			費月						
	り全			(2)	, 石					
	面砂			綿	っ の					
	築す			除去						
	る ŧ			囲	い					
	のに	-		込	み	,				

, .			
	限	又は	
	る。)、	封じ	
	増改	込め	
	築事	に要	
	業又	する	
	は修	エー事	
	繕 事	費	
	業に	(3)	
	伴い	廃石	
	実施	綿の	
	する	運搬	
	石綿	又は	
	含有	処分	
	調査、	に要	
	石綿	する	
	の除	費用	
	去、囲	注 算	
	い込	出し	
	み又	た交	
	は封	付基	
	じ込	準額	
	めの	に 1	
	ため	万円	
	のエ	未満	
	事及	の端	
	び廃	数が	
	石綿	生じ	
	の運	たと	
	搬又	きは、	

			は	処					뇔	当	該
			分						站	耑	数
									ŧ	Ė	切
									Ļ	J	捨
									7		た
									+	ל	の
									7	<u> </u>	交
										4	基
										Ė	額
										_	す
										<u>5 .</u>	
		物		会						<u>補</u>	
		借		用	上						経
		事		L						は	
事	業		て	建		賃	料	\mathcal{O}	賃	借	し
業				を						建	
			借	用		7					額
			す	る		し	`	10	賃	料	٢
			場	合						•	
						限	度	と	に	掲	げ
						し				費	
						助		す	に	つ	い
						る	0		て	は	`
									補	助	対
									象	と	L
									な	いい。	o
										(1)	カュ
										51	(6)
										ま゛	で

借	ア	集	会	同	賃貸	賞借	次	に
IJ	借	所	用	上	しか	<u>さ</u> 建	掲 げ	うる
上	家	と	し		物の	の月	費用	に
げ	事	て	建		額貨		つい	て
事	業	物	を		の1	0分	は、	補
業		借	用		の '	7 と	助対	象
		す	る		し、	10	とし	な
		場	合		万F	円を	٧١ _°	
					限月	度と	(1)) か
					しっ	て補	5	(6)
					助	す	ま	で
					る。			略

								略
土	地集	会	司	賃 借	し	<u> </u>	補	助
の f	惜 所	用。	Ŀ	<u>た</u> 土	地	対	象	経
用	事 と	L		の年	間	費	は	•
業	て	土		賃料	0	賃	借	L
	地	を		10分	0	た	土	地
	借	用		7	と	の	年	間
	す	る		し、	20	賃	料	ع
	場	合		万円	を	し	•	次
				限度	と	に	掲	げ
				して	補	る	費	用
				助	す	に	つ	V `
				る。		て	は	`
						補	助	対
						象	と	L
						な	い。	,
							(1)	か
							ら((5)
						,	ま	で
								略

	H			年类 #	W.)=
1		会		賃貸借	
借	所	用	上	<u>した</u> 土	掲げる
地	と	L		地の年	費用に
事	て	土		間賃料	ついて
業	地	を		の10分	は、補
	借	用		の7と	助対象
	す	る		し、20	としな
	場	合		万円を	
					(1)か
				して補	
				助 す	
				る。	略

様式第1号及び様式第2号中「修繕・借家・借地」を「修繕・石綿除去等・建物の借用・土地の借用」に改める。

様式第3号及び様式第4号中「修繕」を「修繕・石綿除去等」に、「借家・ 借地」を「建物の借用・土地の借用」に、 Γ

門、囲障及び簡易な整地等の工事費 更新料	円	
その他	円	

」を

Γ

門、囲障及び簡易な整地等の工事費 更新料	円
石綿除去工事費、廃石綿処分費等	円
その他	円

」に

改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。